

令和3年9月9日  
101 議室

# 令和3年第17回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和3年第17回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和3年9月9日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時48分

2 場 所 101会議室

3 出席者

教育長 小町 邦彦

教育委員 伊藤 憲春 嶋田 敦子

小林 章子 石本 一弘

署名委員 嶋田 敦子

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 大野 茂 教育総務課長 小林 直弘

学務課長 杉浦 丘美 指導課長 前田 元

統括指導主事 寺田 良太 統括指導主事 片山 伸哉

教育支援課長 秋武 典子 学校給食課長 南 彰彦

生涯学習推進センター長 岡部 浩昭 図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 笹原 康司 柏崎 彩花

## 案 件

### 1 議案

- (1) 議案第20号 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について
- (2) 議案第21号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

### 2 協議

- (1) 第一小学校隣接校希望による指定校変更の受入れ再開について

### 3 報告

- (1) 通学路における合同点検について
- (2) 立川市民科の教育課程特例校申請について
- (3) 中学校特別支援教室プラス 巡回グループの再編について
- (4) 電子図書館専用の臨時利用者 ID 等の発行について
- (5) 市立小・中学校の全児童・生徒への「学校用たちかわ電子図書館利用カード」の配付について
- (6) 新型コロナウイルス感染症の対応について

### 4 その他

## 令和3年第17回立川市教育委員会定例会議事日程

令和3年9月9日

101会議室

### 1 議案

- (1) 議案第20号 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について
- (2) 議案第21号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

### 2 協議

- (1) 第一小学校隣接校希望による指定校変更の受入れ再開について

### 3 報告

- (1) 通学路における合同点検について
- (2) 立川市民科の教育課程特例校申請について
- (3) 中学校特別支援教室プラス 巡回グループの再編について
- (4) 電子図書館専用の臨時利用者ID等の発行について
- (5) 市立小・中学校の全児童・生徒への「学校用たちかわ電子図書館利用カード」の配付について
- (6) 新型コロナウイルス感染症の対応について

### 4 その他

---

◎開会の辞

○小町教育長 ただ今から、令和3年第17回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に嶋田委員、お願いします。

○嶋田委員 はい、承知しました。

○小町教育長 よろしくお願ひいたします。

本日は、議案2件、協議1件、報告6件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

出席者の確認を行います。大野教育部長、お願いします。

○大野教育部長 本日第17回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、寺田統括指導主事、片山統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

---

◎議 案

(1) 議案第20号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について

○小町教育長 それでは、1議案(1)議案第20号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いします。

○小林教育総務課長 それでは、議案第20号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」についてご説明いたします。

こちらの点検・評価の報告書でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理、運営及び執行の状況について点検・評価し、その内容をまとめたものでございます。点検・評価の対象は、令和2年度における教育委員会の3つの活動及び教育委員会所管の4つの分野別個別計画である第3次学校教育振興基本計画、第6次生涯学習推進計画、第3次図書館基本計画及び第4次子ども読書活動推進計画に掲げられている施策から抽出しました、19の施策となります。本報告書につきましては、本年5月の第10回教育委員会定例会において、点検・評価に係る基本方針を定め、以降、4回にわたり教育委員会定例会で協議等を行いました。その後、行政と学識経験者3名との意見交換会を実施し、意見聴取を行った上で内容を取りまとめ、再度、教育委員会定例会において教育委員の皆さまから頂戴したご意見を反映しまして、本日議案として提出したものでございます。

なお、こちらの報告書につきましては、今月の市議会・文教委員会において報告するとともに、立川市のホームページにて公表いたします。

よろしくご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございます。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

嶋田委員。

○嶋田委員 ここまでまとめ上げてくださりましてありがとうございます。新型コロナウイルスという予測しない困難な状況の中でも、できることをしっかりとやってくさっていたということがよく分かる点検・評価になっていると思います。一方で、やりたかったことを諦めざるを得なかった子どもたちや市民の方もいらっしゃると思いますので、そのことも心に留めて、また今年度以降の取組に活かしていただきたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○小町教育長 伊藤委員。

○伊藤委員 それでは私からも一言。本当に今、嶋田委員がおっしゃられたように、なかなか困難なときによくまとめてくださいました。

それから昨年度、令和1年度の評価からまた新しく評価の仕方を変えたり、外部委員の方々にお集まりいただいて、忌憚のないご意見も頂いたこともとても評価できると思いますし、とても丁寧にまとめてくださったのではないかと考えております。

ありがとうございます。以上です。

○小町教育長 ほか、ございますか。

小林委員。

○小林委員 作成ありがとうございます。定例会でも何度も協議を重ねてまいりまして、そのたびに修正をされて、最終的にいいものになっていったのだと思います。協議するたびに次から次へといろいろ気が付くところが出てきてしまったりするので、何度もやっていただいたというのは、こちらにとっても良かったと思います。

26ページの指標の1番目のところが、私も一生懸命読み込んで理解しようとして分かり得なかったんですけども、最終的にここが分かりやすく修正されていたので良かったと思いました。

それから28ページの、タブレットPCのことなんですけれども、令和2年度は79.5%となっています。確認なんですけれども、まだ小学校低学年に配布されていなかったためにこの数字で、現在は100%でしょうか。確認させてください。

○小町教育長 杉浦学務課長。

○杉浦学務課長 ご質問いただいた児童・生徒用タブレットPCの割合でございますけれども、令和2年度については、児童・生徒3分の2の分、その年度中に実際に導入をしたかったんですけども、機器の配置が3月には手配されておりましたけれども、子どもたちの手に実際に渡ったのが5月ということで、令和3年度で100%になっているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○小町教育長 よろしいですか。

ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 では、ないようでございます。それでは、お諮りいたします。1議案(1)議案第20号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第20号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価については承認されました。

---

## ◎議 案

### (2) 議案第21号 立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

○小町教育長 続きまして、1議案(2)議案第21号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

池田図書館長、説明をお願いいたします。

○池田図書館長 それでは、議案第21号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

今回の改正は、個人における電子書籍貸付限度及び予約件数に変更されること及び学校において学校用たちかわ電子図書館利用カードを交付し、電子書籍の利用が開始されることから、立川市図書館条例施行規則の一部を改正するものです。

お手元の資料、新旧対照表をご覧ください。こちらの表の左側部分が改正後、右側が改正前となっております。また、改正をした部分につきましては下線が引かれております。主要な改正箇所をご説明いたします。

1枚目、第3条、利用登録につきましては、学校登録を追加するものであります。

第5条の2、学校登録の手続きにつきましては、学校登録を受けることができる者は、市立学校に在籍する児童及び生徒並びに勤務する教職員とすることを追加するものであります。

裏面にいきまして、7条の2、学校利用カードの交付につきましては、カードの交付方法及び有効期間を追加するものでございます。

第8条、利用カードの再交付につきましては、学校利用カードの再交付方法を追加するものでございます。

次のページにいきまして、第20条、貸付けの制限につきましては、学校登録者を追加するものでございます。

第21条、予約及びリクエストの件数につきましては、電子書籍の予約件数を2点から3点に変更するとともに、学校登録者の予約件数3点を追加するものでございます。

第22条、4になりますので、裏面になります。学校登録者による予約は、インターネットにおいて行うものとするを追加いたしました。

第27条、利用制限につきましては、対象者に学校登録者を追加するものでございます。

別表をご覧ください。別表第14条関係、貸付制限につきましては、個人の電子書籍の貸付を2点から3点に変更するとともに、一番最後のページになります。一番下になります。学校の電子書籍の貸付を3点とすることを追加するものでございます。

その他、文言の整備及び項ずれ対応の措置を講じております。

続きまして、お手元に配布しましたA4、1枚の立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について（概要）をご覧ください。主な改正項目としまして、ただ今説明したことにつきまして、ポイントを押さえて記載いたしました。貸付限度が2点から3点、予約件数が2点から3点。

2番目です。学校における学校利用カードの交付等に関する規則の新設ということで、ただ今説明いたしました登録者、カードの交付、有効期間、カードの再交付、それから貸付限度等につきまして新設いたしました。

説明は以上です。よろしくご審議くださり、ご承認いただきますようお願いいたします。

○小町教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

石本委員。

○石本委員 素晴らしい大進歩だと思います。本当にありがとうございます。こういった取組をしていただいて、さらにICT活用につながっていくのだろう、発展していくのだろうと思います。

1つ伺いたいののですが、利用者の中の一番最後ですけれども「学校」という欄があって、電子書籍が3点あるということは、学校でお借りしたものは当然学校で使うので、想定されるのは、授業の中で、例えば教室の中でそれを公開というか、活用も可能だということなんでしょうか。教えていただければと思います。

○小町教育長 池田図書館長。

○池田図書館長 今、質問にございました、学校電子書籍3点ということです。

学校におきましては、後ほど報告事項で説明いたします。今、タブレットPCを1人1台ということで配布しております。ここで全学校にカードをお届けしまして、来週以降使える状態にしております。タブレットPCにIDを登録していただいてパスワードを入力しますと、もうそのまま電子図書館が利用できる画面に移ります。主に想定している使用方法ですけれども、学校での活用方法としましては、中学校の先生とも話したんですけれども、朝一番の読書時間でありまして、朝読という時間があるんですけれども、朝読でタブレットPCを活用した読書をしてみようかという意見もございます。小学校におきましては、学校には黒板の横にモニター画面がありまして、もう既に図書担当の先生のほうで、そのモニターとタブレットPCをつなぎまして、低学年でしたので電子書籍の図鑑を開きまして、動物や植物や昆虫など、そういった百科事典的なものについて調べ学習のようなものを活用して授業で使いましたという報告を受けていますので、個人で休み時間に読むこともできますし、そうした授業



での使い方ができるのではないかと、いろんな事例を集めまして、各学校でこのような取組をしていますよということがお示しできればと思っております。

以上です。

○小町教育長 よろしいですか。

石本委員。

○石本委員 限定された学校の教室の中であっても、公開するわけですよね。著作等の問題からもそれは可能なのでしょうか。

○小町教育長 池田図書館長。

○池田図書館長 その問題につきましては版元といたしますか、コンテンツを提供している会社に確認いたしまして問題ないということと、立川市が始める前にも、もう既にほかの自治体、例えば北九州や東大阪などでも始めていますので、そこはクリアしていると感じております。

以上です。

○小町教育長 ほかにございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 ご説明ありがとうございます。

報告事項でご質問しようか迷ったのですが、例えばこのカード、立川の小学校・中学校に在籍しているということで、途中で転出するとか、それから中学校は他の私立の学校に行くとか、そういう方の場合にはカードの回収をするのか、それとも図書館でIDを消してしまえばそれでいいというような形になるのか、その辺はどのようなようになるのでしょうか。

○小町教育長 池田図書館長。

○池田図書館長 途中で他市へ引っ越ししたり、小学校から中学校へ上がるときに、私立学校へ上がるという事例があるかと思えます。基本的に本人から申し出がありまして、資格がなくなりましたということであれば子どもが削除の手続きを取りますけれども、特段その子が私立学校へ転出したということで追いかけて、カードを取り上げることはいたしません。ただ、データ上は中学3年生になった時点で、中学3年生の3月末日まではカードが有効になっていますので、引っ越されても、私学に行かれても、もし立川の電子図書館を使いたいということであれば使わせてあげたいということで対応を取りたいと思っています。

以上です。

○小町教育長 ほかにございますか。よろしいですか。

小林委員。

○小林委員 とても便利になるので良かったですが、もし子どもがカードを紛失した場合ですが、ここではIDが分かってさえいればアクセスできるわけで、その場合にさらに再発行をしなくては行けないのかということと、紛失する可能性も高いと思います。私の手元にある図書カードはパウチになっているんですけども、こうなっていると少し紛失度合いも違うかと思えます。手間がかかりますけれども、いかがでしょうか。

○小町教育長 池田図書館長。

○池田図書館長 紛失されるケースは多々あるかと思えます。タブレット PC を事前に操作してもらいまして、確認しました。一回 ID を入れますと、そのままタブレット PC が記憶していますので、開けば ID の番号が残っておりますので、もしそのまま使いたいということであれば使用できます。どうしても紛失して新しいカードが欲しいという申し出があれば、図書館ではそういったことを想定しまして再交付用にカードを保管してありますので、申し出をいただければカードの再交付は対応いたします。

それと、パウチなんですけれども、パウチにするまでの予算がありませんので、もし学校独自でパウチしていただけるということであればいたしますし、もしその要望が強ければまた考えますけれども、取りあえず現時点では、図書館でパウチというのは、申し訳ないですけれども考えておりません。

以上です。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 お話を伺って、紛失した場合でも特に不便はないという気がいたしましたので、パウチするまでもないかと思いました。

以上です。

○小町教育長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 では、私からもお話しさせていただきます。

子どもたちの読書離れが心配な状況になってきておりまして、これは特に若い世代ということで子どもも入っていると思うんですけれども、なかなか大人の世代もだんだんと本離れが進んできておりまして、そんな中、この ICT を使うことによって、少しでも間口を広げたいという思いもございます。電子書籍そのものは総発行数から見るとまだまだ限られているに留まっておりますけれども、今後はどんどん広がってくるかと思えます。紙と電子図書館の両方に、それぞれメリット・デメリットがあるわけですが、そういうものもまさに使いこなすのが 21 世紀の子どもたちではないかとも思っております。A か B かを選ぶということではなくて、時と場合によっては紙でアクセスしたり、それから ICT で、電子書籍のほうでアクセスしたりと、それぞれ特性をうまく活かしながら使いこなしてくれるといいと思っております。そんなきっかけになる取組を狙って今回やりましたので、コロナ禍ということもあるんですけれども、21 世紀の子どもたちにとっては、しっかりとこういうツールも活用し、なおかつ紙の良さも図書館の活動の中で同時に広めたいと思っておりますのでございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 では、ないようでございます。それではお諮りいたします。1 議案 (2) 議案第 21 号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 では、異議なしと認めます。よって、議案第 21 号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則については承認されました。

---

◎協 議

(1) 第一小学校隣接校希望による指定校変更の受入れ再開について

○小町教育長 続きまして、2 協議 (1) 第一小学校隣接校希望による指定校変更の受入れ再開についてを議題といたします。

杉浦学務課長、説明をお願いいたします。

○杉浦学務課長 私から、第一小学校隣接校希望による指定校変更の受入れ再開について、ご説明をさせていただきます。

第一小学校について、平成 26 年 8 月の新校舎完成以来、他学区からの指定校変更による入学者が増加し、将来的な教室不足が見込まれたため、平成 30 年度から距離による隣接校の希望による指定校変更の受入れを停止しておりました。今後、令和 4 年度から 6 年度までは 16 学級。令和 7 年度からやや増加するという見込みの中ではございますけれども、1 学年 3 学級、全学年で 18 学級の範囲内で推移する見込みであることから、令和 4 年度入学者より、隣接校希望による指定校変更の受入れを再開することとしたいというものでございます。

隣接校希望による指定校変更制度とは、立川市立学校の指定校変更等の取扱いに関する要綱の中で、自宅から隣接校までの距離が指定校までの距離より近い場合に、通学区域の隣接校へ希望すれば入学をすることができるものです。現在は、第一小学校・第三小学校・第五小学校・西砂小学校・立川第五中学校が隣接校希望による指定校変更の受入れ停止としておりますけれども、今後また児童・生徒数の推移を見ながら対応を検討していく予定でございます。

説明は以上です。ご協議をよろしくをお願いいたします。

○小町教育長 説明をありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

嶋田委員。

○嶋田委員 ご説明ありがとうございます。

これは、対象者にはご案内がいったということでしょうか。

○小町教育長 杉浦学務課長。

○杉浦学務課長 はい。対象となる方には希望を聞くということで連絡をさせていただいております。

○小町教育長 嶋田委員。

○嶋田委員 ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○小町教育長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 では、ないようでございます。それではお諮りいたします。1 協議 (1) 第一小学校隣接校希望による指定校変更の受入れ再開については、提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、2 協議 (1) 第一小学校隣接校希望による指定校変更の受入れ再開については承認されました。

---

## ◎報 告

### (1) 通学路における合同点検について

○小町教育長 続きまして、3 報告 (1) 通学路における合同点検についてを議題といたします。  
杉浦学務課長、説明をお願いいたします。

○杉浦学務課長 続きまして、通学路における合同点検についてをご説明させていただきます。  
市では、学校・保護者・警察・他行政機関等と協力をしまして、立川市通学路安全プログラムに基づき、平成 31 年度から市内全小学校区の通学路合同点検を実施しております。本年 6 月に千葉県八街市において発生した事故を受けて、文部科学省・国土交通省・警察庁から、通学路における合同点検等実施要領が示され、危険箇所の取りまとめを行い、通学路の安全対策を講じるよう通知がございました。この通知は、全ての通学路に対して再点検を求めるものではなく、既に各自自治体が行っている通学路の合同点検を補完するもので、これまでの合同点検等の蓄積を十分に活用し、地域の実情を踏まえた効率的・効果的な対応を求めているものです。市では、この通知の趣旨を踏まえ、これまで実施した点検結果の対応状況を改めて確認するとともに、学校や教育委員会に寄せられた意見や、国が示す観点を踏まえた危険箇所を取りまとめ、関係機関と連携を図り、通学路の安全対策の実施について検討してまいります。

報告は以上です。

○小町教育長 報告ありがとうございました。これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

伊藤委員。

○伊藤委員 ご説明ありがとうございます。子どもたちの安全についてなので、よろしく願いします。最近、歩道と、車道があるところに自転車用のレーンが書いてあるところがありますが、そこを走っている自転車が、普通の歩行者用ではないところはまだ黄色になっているのに突っ込んでいくというような形が少し見受けられるところで、普段危ないと思うこともあります。例えば二小の南側、真ん中に駐車場があったところが、どうも普通の信号と歩行者用の信号のずれがあつて、私も危険だと思っています。そういうようなところを、大変でしょうけれどもなるべくチェックしていただいて、慎重にして駄目なことは絶対ないと思いますので、よろしく願いします。

以上でございます。

○小町教育長 杉浦学務課長。

○杉浦学務課長 ご指摘ありがとうございます。そういった心配の声が千葉の事故を受けて、教育委員会にも寄せられています。そういった寄せられた声をまず危険箇所ということでピックアップをした上で、状況に応じて、例えばガードレールを付けたいといってもなかなか付けられないという、物理的なできない理由もあるところはございますけれども、いま一度関係機関と協議をした上で、できることに取り組んでまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

○小町教育長 ほかにございますか。

小林委員。

○小林委員 悲惨な事故がありましたけれども、事故が起きてからでは遅いので、このように点検されているということはありがたいことだと思います。

この文章の表の上の、下から2行目、3行目の最後に「学校や教育委員会に寄せられた意見」と書いてあります。私も自分の家の近くで危ないと思ったところがあって、自分も運転していて怖かったので、市に問い合わせをしたんです。どこに問い合わせをしたか覚えていないんですけども、学校や教育委員会でなかったことは確かなんです。そこはやはり、通学路ではありました。そういった教育委員会、学校ではないところに寄せられた意見は吸い上げられているのかどうか、その連携はどうなっているのでしょうか。

○小町教育長 杉浦学務課長。

○杉浦学務課長 ご心配の箇所について、通学路というキーワードでお問い合わせをいただければ、私ども教育委員会の学務課が窓口になりますけれども、例えば、道路が一部崩れていて危険だということでお問い合わせいただくと、道路課につながることもあるかと思えます。そういった中で、通学路に関するものは私ども学務課、そして庁内であれば道路課、交通対策課といったところで情報共有を図る対応をしております。通学路として対応ができるものについては、関係各課で情報共有して取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○小町教育長 ほかにございますか。よろしいですか。

では、私からもお話しさせていただきます。特に通学路ということで事件や事故が起こると、全国的にしっかりともう一度見直しということで、本市の場合はローテーションを組みまして、全ての学校を定期的に点検するということ、警察含め、関連の今申し上げました道路課、交通対策課も含めて、それから地域のPTAも含めて、一緒に足で歩いてチェックすることをこれまでやってきているところでございます。

そんな中で、毎年危険箇所に関しましては、安全マップということで地域、子どもたちに配布して注意を促す。学校は安全教育ということで、しっかりとそれを基にしながら通学路の安全も含めまして、最近は交通事故だけではなく途中で地震が起きるなど、いろいろ想定されますので、そういったことも含めて安全教育ということで、学校の中でもしっかりと教育をする、そんな取組をしているところでございます。こればかりは学校だけで全て策が

講じられるかという、なかなか難しいところがございますので、先ほど申し上げました、警察を含めまして、関係機関としっかりと連携を取ってこれからも取組をしたいと思いますし、また、警察の方にお伺いすると、実は交通事故は通学するときばかりではなくて、逆に件数として多いのは放課後、例えば子どもたちが遊びに行く、塾に行く、習い事に行くといったときも多いのだと。どちらかというところの件数が多いのだという話もお伺いしております。通学路はもちろんなんですけれども、地域全体で子どもたちの安心・安全を守る。そんな取組の輪が広がっていくことが一番いいと思っていますので、保護者、それから地域への発信、そういった観点も含めながら学校が発信元となって発信してまいりたいと考えているところでございます。

ほかにごございますか。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 では、3 報告 (1) 通学路における合同点検についての報告及び質疑を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (2) 立川市民科の教育課程特例校申請について

○小町教育長 続きまして、3 報告 (2) 立川市民科の教育課程特例校申請についてを議題といたします。

前田指導課長、説明をお願いいたします。

○前田指導課長 それでは、立川市民科の教育課程特例校申請についてご説明いたします。

令和3年8月5日に第15回教育委員会定例会でご承認いただきました内容に基づき、8月20日付で文部科学省に申請をいたしました。お配りした資料は、申請した様式になります。A3、2つ折りのものが小学校・中学校それぞれあるかと思いますが、見開きにしていただいて、別紙1-1をご覧ください。そこにありますように、これまでご協議いただいた内容に基づき授業時数を置き換える教科は、生活科・総合的な学習の時間及び特別活動とし、小学校低学年の15時間、小学校第三学年以上は35時間として申請いたしました。今見ていただいている別紙1-1のすぐ上に数字の9番があるかと思いますが、そちらをご覧ください。今年度から新たに加わった内容といしましては、今ご覧いただいている9番の教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況の報告等に関する内容となります。それぞれ各学校が毎年実施している学校教科と、各学校が編成する教育課程を活用し、ホームページ等で公開することを通して対応してまいりたいと考えてございます。今後、国との調整等を経て国から正式通知が来る予定です。国からの調整依頼等があった際には、改めてご報告をさせていただきます。

説明は以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございます。これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

嶋田委員。

○嶋田委員 ご説明ありがとうございます。もう8月20日に申請はされたということで、この8番、9番のチェック項目がありますけれども、やはりこういうところにチェックをしたということは、こういうことに気を付けていかなければいけないということだと思っておりますので、しっかりやっていただければと思います。

よろしくをお願いします。

○小町教育長 ほかにございますか。

小林委員。

○小林委員 いよいよ申請を出されて実施ということになってくるかと思っております。私としては、とても立川市民科の内容に関心がありまして、今後どんなことをやっていくのか、各学校での計画づくりが大切になってくるかと思っております。立川市民科の公開授業を実施している状況ですけれども、コロナ禍なので家が近くても行けない状況で、その内容がとても気になっております。ですから今だけではなく、今後もできましたら、各学校で行われている立川市民科の計画なり結果なりをまた伝えていただければうれしく思います。

よろしく願いいたします。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 まさに今、委員にご指摘いただいた部分が、今年度新しく加わった報告をどのようにしていくのかということに含まれているかと思っております。今後、来年4月から各学校が取り組んでいくものにつきましては、各学校のホームページ等で、適切に示していくということが一つ、しっかり取り組んでいかなければならない部分かと思っておりますし、今現在、せんだってもお伝えしました、各学校の事例を集めている最中でございます。その前半の部分に、こういった考え方で授業をつくっていけば良いかという手引になるようなものを今、各学校の校長先生方のお知恵もお借りしながらまとめさせていただいているところです。10月末を目途にそれをしっかりまとめて、まとまった暁にはまたご報告させていただきたいと思っておりますし、今考えている内容は、先生方と一緒に考えておりますので、教育関係者のかなりマニアックな内容になっておりますので、地域や保護者の皆さまにも分かりやすいものを作れないのかということ、ついせんだって教育長から、これは難し過ぎるのではないか、もう少し分かりやすく作れないのかということ、もうひと踏ん張りせよというご指摘を頂いたところでございます。何とかそういったものを作れるように、4月にはこういったものが始まりますというものがお示しできるように作っていきたいということで準備中でございますので、出来上がり次第、逐次ご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○小町教育長 石本委員。

○石本委員 ありがとうございます。ぜひどんどん発信していただければと思います。最初からこの立川市民科については、地域と共にというキーワードがあって、子どもたちが地域の

中で育っていくというとても素晴らしい取組だと思いますし、他地域でもどんどんアピールしていきたいと思っているんです。発表する以上はグレードの高いものというふうになりがちなんですけれども、まずは今までというものでいいし、これからどんどんバージョンアップしていけば、要するに、更新していけば済むことですので、不十分とお考えにならないで、取組としてとても素晴らしいというふうに感じるのです。地域の方は目にすれば、特に写真や動画を目にするだけで理解力がとても、二段も三段も向上すると思うので、ぜひおっかなびっくりにならないで自信を持って、学校ごとでも結構ですので積み上げというものをどんどん発信していただければと思います。

よろしくをお願いします。

○小町教育長 ほかにございますか。

では、私からもお話しさせていただきます。今、発信というご指摘を頂きまして、本当にありがとうございます。前田指導課長が申し上げたとおり、先生向けの手引が教育課程を編成する上で重要な指針になるものでございますので、それは一定作っていくということでございますけれども、それはかなり指導内容に踏み込んだ内容でございますので、もう少し全体像が一目見て分かるようなパンフレットを、手作りになりますけれども、それもバージョンアップすればいいというご示唆も頂きましたので、そういうことでバージョン1をまずは作って発信し始めたいと思っているところでございます。

それから動画というご示唆も頂きまして、文章だとどうしても長くなってしまう部分もございますので、子どもたちが実際、先生方と一生懸命取り組んできた実践もございますので、そういったものを動画やパワーポイントにしたものもございますので、そういったものを逐次編集して発信するというのも、お話を伺っていてとてもいいのではないかと思います。イメージがつかめるんです。文字だと何ページにもなるんですけれども、映像ですと一目見て子どもたちの笑顔と共に、本当に真摯に学びに向き合っている姿が画面から感じ取れる、そんな素材もございますので、そういったものも含めて今後は発信をしっかりとしまいたいと思っています。いずれにしても、12月に文科省の承認を得るためにということで今後やりとりはあろうかと思っていますので、また逐次、教育委員会にはご報告させていただいて、発信も含めてましてご報告させていただければと思っております。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 それではこれで3報告(2)立川市民科の教育課程特例校申請についての報告及び質疑を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (3) 中学校特別支援教室プラス 巡回グループの再編について

○小町教育長 続きまして3報告(3)中学校特別支援教室プラス 巡回グループの再編についてを議題といたします。



秋武教育支援課長、説明をお願いします。

○秋武教育支援課長 中学校特別支援教室プラス 巡回グループの再編についてご報告いたします。

中学校特別支援教室プラスは、令和3年4月に全校設置が完了し、全校での指導を開始いたしました。現在の巡回グループは4つで構成しており、この構成を決めるに当たっては小学校と同様、これまでの情緒障害等通級指導学級の設置校を拠点校とし、さらにグループ内の学校数や地域的なまとまりを勘案して拠点校を追加しております。平成31年度から中学校特別支援教室の導入を進める中で、巡回グループ間で利用生徒数に大きな差が生じることが見込まれたことから、全校設置が完了する令和3年度の状況を見て、巡回グループの再編を検討することとしておりました。そのような中、本年7月下旬に東京都教育委員会から、令和4年度の特別支援教室における教員配置基準を、現行の利用人数10人に対し1人から、12人に対し1人に変更することと、これによって生じる指導教員の過員を令和4年度当初に解消するため、過員数を算定するよう求める通知がありました。これを受け、令和4年度当初の利用人数の見込みを立てた上で、新たな配置基準による教員数を想定し、過員を算定する必要が生じました。指導教員の過員を算定するためには、巡回グループごとの配置教員数を検討する必要があることから、このタイミングで巡回グループ編成の見直しを行うこととしました。巡回グループの再編については資料にお示ししたとおり、八中を拠点校から巡回校に変更して、4グループを3グループとし、巡回グループの構成を見直しました。令和4年度からの指導はこの巡回グループで行いますが、保護者に対してはチラシを配布することで周知し、拠点校が変更となる学校については、指導・支援の内容等について確実に引継ぎを行い、円滑な移行を図ります。

なお、小学校特別支援教室キラリにつきましては、巡回グループ間のバランスがおおむね取れていることから、再編は行いません。

説明は以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございました。これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

嶋田委員。

○嶋田委員 ご説明ありがとうございます。結果的に先生が減らされることだと思いますけれども、巡回の回数だとか内容だとか、そういったことには影響はあるのでしょうか。

○小町教育長 秋武教育支援課長。

○秋武教育支援課長 影響がゼロではないという形にはなるかと思うんですけども、極力影響が出ないように上手に組んでいただきたいということで、周知してまいりたいと思います。以上です。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 結果としては、先生方の人数が相対では減ってしまう形にはなるのですが、実はこの12人といいますのは、国の基準よりもまだ人数が少なく、国の基準では、子ども

13人に教員1人ということが求められている中で、東京都に対して教育長会のほうで強く働きかけてくださって、何とか1人でも少ない児童数に対して教員が配置できるようという中で、調整がここまで続けられてきた中で、今回12と示されたところでございます。もちろん秋武教育支援課長が申し上げたように、影響が全く出ませんというわけではないと思うんですけども、10人から13人に移行するよりは小さなものに抑えられますし、抑えられるように円滑な移行に努めてまいりたいところでございます。

以上です。

○小町教育長 石本委員。

○石本委員 ご説明ありがとうございました。残念なことではありますけれども、教員数が減ってしまうことだと思います。それで、人数が減るにしても、巡回員の制度というものはますます必要というか、ニーズが高まってまいりますので、学校としてはより有効にそれを活用していかないといけないと思うんです。それでやはり、巡回のときの担当者だけではなくて、教員全体を含めた研修会の在り方であるとか、それから、私が大事だと思っているのは、特性があったりするお子さんの保護者は関心が高いんです。でも、そういう子どもたちとあまり触れていらない他の保護者や、地域の皆さんへの理解をどれだけ図っていくかという、ここは特別支援教育としてはとても大事な試練だと思うので、より地域理解が広がっていくように、ぜひその辺をさらにいろいろ施策を練っていただきたいです。誰々ちゃんはこの特性があるとか、そんなことを言う必要はないんです。そういうことではなくて、やはりもう今は、人はそれぞれ違う、それぞれの特性があって、良さを発見していこうという地域にならなければいけないわけで、そういう取組の在り方というものをぜひ、アプローチをまたさらに工夫していただければと思います。

以上です。

○小町教育長 秋武教育支援課長。

○秋武教育支援課長 ご指摘のとおり、理解啓発は大変重要かと思っております。これまで中学校に新たに新設する場合には、全校の保護者に対してチラシをお配りするのですとかそういった活動はできたんですけども、全校設置になってから、なかなかそこが工夫できていないというのは反省点でございますので、今度「たっち」が発行されるところで新たな記事は追加したいと思っているところであったり、その他の方法も何か工夫していければと考えております。

以上です。

○小町教育長 ほかにございますか。

では私からもお話しさせていただきます。とても重要な指摘を頂きまして、まさにベースは通常の学級にあって、その中で特定の時間を、特性に合わせた指導をするためにということで、部分的な指導を行うという組み合わせなんです。ですから通常学級での指導、それからプラス、それからキラリでの指導という、まさに一体となっていく必要があるし、子どもたちは今、私が学校を回らせていただくと、本当に普通に行ってらっしゃいみたいな形

で、おかえりなさいみたいな形で、本当に自然に受け入れております。

石本委員もご指摘のように、意外と保護者の方が、直接接していないということもあるのかと思うんですけど、情報が届かない面もあると思っていますので、ぜひ子どもたちのように自然に、一緒にクラスの仲間として認め合って高め合うという形を、保護者にも理解いただくことがとても重要なアプローチだと思っています。今回、巡回の再編ではございますけれども、教員数に関しましては、先ほど前田指導課長にございましたとおり、教育長会といたしましても国基準が13人までというのはいかがなものかということでご意見を申し上げまして、それで最終的には12人ということでご配慮いただけたことは、一定の評価はしているところでございます。この枠内で、今申し上げたような取組を充実させることによって、全体的にはそれぞれ一人ひとりに寄り添った指導も深められるのではないかと私は思っておりますので、そういった取組のスタートにしたいと思っておりますのでございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 では、ないようでございます。これにて3報告(3)中学校特別支援教室プラス、巡回グループの再編についての報告及び質疑を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (4) 電子図書館専用の臨時利用者ID等の発行について

○小町教育長 続きまして、3報告(4)電子図書館専用の臨時利用者ID等の発行についての議題といたします。

池田図書館長、説明をお願いいたします。

○池田図書館長 それでは、電子図書館専用の臨時利用者ID等の発行についてご説明いたします。

この案件につきましては、8月26日の第68回立川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定した案件でございます。コロナ禍におきまして、外出を自粛されている方や自宅で療養されている方に対してまして、図書館では、図書館資料利用カードをお持ちでない方に、たちかわ電子図書館を利用できる電子図書館専用の臨時利用者IDを発行いたしました。開始日につきましては8月27日より開始しております。有効期限につきましては、9月30日まで設定しております。サービス対象につきましては、カードをお持ちの方は既に利用できますので、カードをお持ちでない方を対象にしております。中央図書館にお電話をいただきまして申し込みをする方法を取っております。貸出点数につきましては先ほど議案でご承認いただきましたので、それぞれ貸出点数は、この時点では2点、予約2点となっておりますけれども、9月14日から3点に変更になります。それと一番下にあるとおり、臨時の電子図書館専用IDですので、他の一般資料の貸出・予約・その他サービスはご利用できません。周知方法につきましては市のホームページ、来庁しなくても利用できるサービス欄に記載しております。また、図書館ホームページ、それと「広報たちかわ」9月10日号にも記載して

おります。現時点での申し込みは2件でございます。

報告は以上です。

○**小町教育長** 報告ありがとうございます。これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

伊藤委員。

○**伊藤委員** ご説明ありがとうございます。少し分からないところがあるんですけども、有効期限というのは、この8月27日から申し込んだのが、もう9月30日で切れてしまうということなのですか。

○**小町教育長** 池田図書館長。

○**池田図書館長** 当初の緊急事態宣言の期日が9月13日を設定しておりましたので、約2週間後ということで30日を設定しておりますので、システム上、30日で切れることになっておりますけれども、多分、今日の政府の方針で、9月末まで延長する方針となった場合に、さらにこの有効期限を延長するかどうかにつきましても、図書館では検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○**小町教育長** ほかにいかがですか。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○**小町教育長** では、ないようでございます。これで3報告(4)電子図書館専用の臨時利用者ID等の発行についての報告及び質疑を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (5) 市立小・中学校の全児童・生徒への「学校用たちかわ電子図書館利用カード」の配布について

○**小町教育長** 続きまして、3報告(5)市立小・中学校の全児童・生徒への「学校用たちかわ電子図書館利用カード」の配布についてを議題といたします。

池田図書館長、説明をお願いいたします。

○**池田図書館長** それでは、市立小・中学校の全児童・生徒への「学校用たちかわ電子図書館利用カード」の配布についてご報告いたします。

この案件につきましては、6月11日、第11回教育委員会定例会で、たちかわ電子図書館を利用できるカードを交付しますということで、委員の皆さまには概要を報告いたしました。その時点では、10月1日から利用開始と報告しております。その後、状況が変化いたしましたので、改めてご報告するものでございます。カードの配布時期につきましては9月10日以降、順次学校に届けるということですが、既に準備が整っておりまして、全ての学校ではございませんけれども、約半数程度の学校には図書担当の先生と連絡を取りまして、学校に到着しているような状況でございます。カードの利用開始日につきましては先ほど議案でご審議いただきまして、施行日が9月14日となっておりますので、カードの利用開始日は

9月14日からとなります。貸出点数につきましても、先ほどご承認いただきました3点ということと、ここで記載していない点につきましては、対象者につきまして、児童・生徒のほかに教職員が追加となります。それと、教職員の有効期限につきましては、学校にこのカードを配布いたしますので、教職員が生徒の指導をするためにカードを配布するんですけども、このカードの有効期限はございません。その点につきまして、ここに記載しておりますので追加してご報告させていただきます。

報告は以上です。

○小町教育長 報告ありがとうございます。これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

嶋田委員。

○嶋田委員 ご説明ありがとうございます。先ほど議案の中でもありましたけれども、コロナの時代にも合っていて、1人1台タブレットPCも使えるのは大変素晴らしいことだと思います。ありがとうございます。

中学校を卒業する子どもたちは自動的に期限が切れてしまうということだと思うんですけども、卒業時に個人カードを持っていない人がいたら、個人カードを作ってくださいという案内もあるといいかと思いました。

○池田図書館長 嶋田委員がおっしゃられるように、本来の目的は、先ほど小林委員から指摘していただきました、個人の黄色いカードをお持ちいただくことが最良な取組なんですけれども、全児童・生徒がお持ちでないということなので、今言うご指摘のとおり、中学3年時には高校に上がる、または中学を卒業するときには有効期限が切れてしまいますので、引き続き図書館利用を促進するためにカードを作っていただくというような啓発もしていきたいと思えます。

以上です。

○小町教育長 ほかにございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 では、ないようでございます。これで3報告(5)市立小・中学校の全児童・生徒への「学校用たちかわ電子図書館利用カード」の配布についての報告及び質疑を終了いたします。

---

## ◎報 告

### (6) 新型コロナウイルス感染症の対応について

○小町教育長 続きまして、3報告(6)新型コロナウイルス感染症の対応についてを議題といたします。

小林教育総務課長、お願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは、新型コロナウイルス感染症の対応についてご報告いたします。

まず1番の、立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況でございます。令和3

年8月26日以降、第68回を開催してございます。8月26日木曜日の午後4時から開催しまして、こちら1ページにございます、5つの事項について対応等を検討していたところでございます。

まず、4ページをご覧ください。8月25日までの新型コロナウイルス感染症患者の、市内の発生状況の報告がありました。一番上の段が8月になっております。やはり感染者数が増えてございます。8月19日には70人の患者が発生しており、非常に多い状況でした。その後、9月に入ってからは人数が25人前後で推移しておりまして、今週から1桁台になっております。9月6日月曜日は8人、9月7日火曜日が9人という状況でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。2点目です。学校、保育園及び学童保育所における臨時休業の判断についてでございます。現在、保健所の業務が非常に逼迫しておりまして、保健所が行う調査の濃厚接触者の有無の判断がなかなか速やかに得られない状況でございます。そこで、学校、保育園、学童保育所における臨時休業の判断基準を定めたところがございます。資料の2番、真ん中のところ。「基本的な考え方」をご覧ください。保健所の濃厚接触の有無の判断が速やかに得られない状況のとき、感染者や学校施設の状況、施設管理者、市が「濃厚接触者の定義」と照らし合わせ、学校医、園医等と相談し、「濃厚接触が疑わしい範囲」を市が暫定的に判断することとしております。明らかに「濃厚接触が疑わしい者」がいない場合は臨時休業しない、また、臨時休業は「濃厚接触が疑わしい範囲」の一部のみとすることもできるという規定でございます。その後、保健所の判断がありまして、この暫定的な判断と差があった場合には修正して対応するという規定がございます。その下に下線部がございます。こちらは、国がガイドラインを発表するというニュースもございましたので記載してありますが、その通知が8月27日にございました。現在はそのガイドラインに基づき対応しているようなところがございます。

次は7ページをご覧ください。3点目です。こちらは新型コロナウイルスワクチン接種事業についてです。ワクチン接種事業、最新の接種状況でございます。それと、妊婦を対象とした優先接種の取り扱い、また、8ページには大規模接種、集団接種の実施について報告があったところがございます。

続きまして4点目です。新型コロナウイルス感染症緊急支援事業についてです。こちらは資料がございませんので、ここでご報告させていただきます。内容なのですが、コロナに感染されて自宅療養をしている市民の方を対象としまして、不安の軽減ですとか、安心して療養生活を過ごしていただくために、食料品等の詰め合わせを支給する事業を、8月25日から実施しているということで報告があったところがございます。

9ページ目、5点目の、電子図書館専用の臨時利用者ID等の発行については、先ほど池田図書館長から報告した内容ですので、こちらは省略させていただきます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症患者の発生についてです。本日配布させていただいた資料をご覧ください。8月26日以降に公表した内容になります。合計しますと、児童・生徒の中からコロナ感染者は発生しておりまして、児童が合計で10名、中学校生徒が5名と

なっております。教職員の感染は0人です。

報告は以上となります。

○小町教育長 報告ありがとうございます。これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

嶋田委員。

○嶋田委員 説明ありがとうございます。先生方にワクチン接種が進んだことは、一つは安心材料になるかと思えますけれども、そもそも11歳以下の子どもは打てませんし、また、ワクチン接種状況を見させていただくと、若い世代はまだまだこれからかというところもありますので、学校では引き続き感染防止対策をしっかりと続けていただければと思います。

この6ページの臨時休業の判断についてですけれども、保健所が逼迫しているということで、立川市が判断することですけれども、やはり先生方が、ただでさえお忙しい中で濃厚接触者のリストアップですとか、休業判断というのはなかなか精神的にも大変ではないかと心配しています。立川市がしっかりとフォローしていただければと思います。

よろしくお願いします。

○小町教育長 ほかにございますか。

小林委員。

○小林委員 児童・生徒、教職員、少しずつはありますけれども、幸いにクラスターの発生には至らず安心しております。学校でも感染対策にかなり神経を使っているかと思えます。このままでいけばいいのですが、ほかの地区では予防として、分散登校ですとか、一部オンライン授業をすとかという情報もあります。立川市では危機管理が、今のところはいいんですけれども、今後どのようなになったらさらに対策を進めていくかということを考えていらっしゃるのか、教えていただけたらと思います。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 ありがとうございます。現在も感染防止の観点から、登校を控えられているお子さんがいらっしゃいます。そういったご家庭に対して、ご希望があれば教室で行っている授業をオンラインで配信するような取組は、各学校で説明させていただいているところです。中学校においても同様にそういった対応が進んでいるところで、準備が終わってこれから進めるというところです。若干タイミングのずれがありますけれども、全校でそういった取組ができるように進めているところでございます。また、今後どのような形でというところで、今回、私どもで保健所の逼迫状況のために暫定的な判断をしなければならなかったときに、区部のほうで多摩地区よりも先に逼迫した状況が起こっていたのではないかとということで、指導課長同士のつながりで、どのような対策を取っていたのかというところで確認をさせていただきました。

多くの地区で、その学級、あるいは学年でクラスターが発生した場合には、大きな規模の学級閉鎖等を検討しながら進めているという情報を今、得ているところでございます。また、そういった状況が発生した場合には、分散登校も踏まえて対策が必要となってくるだろうと

いうところで情報を得ているようなところでございます。現時点で想定されますのは、同じ学級で同じタイミングで、2名のお子さんの感染が確認されたところが一つ目安になってくるかと思っております。感染経路が、それぞれのご家庭で親御さんが陽性になっていくということであればいいのですが、不明な場合に、今申し上げたような、ほかの学年の登校のタイミングをずらしながらというような具体的な検討をしていかなければならないかというところで、事例を集めながら準備させていただいているところでございます。以上です。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 分かりました。ある程度、感染者が発生した場合にどうするかということでお考えいただいているかと思えます。老婆心で、転ばぬ先の杖とついつい考えてしまいがちですが、最低限の感染者から対策を講じていただくことになっていると理解しました。

○小町教育長 ほかにございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 ありがとうございます。もし可能でしたらということで構わないんですけども、発症することはともかくとして、重症化しないほうがいいということになりますと、例えばこの地区で何か、小学生が重症化したときに受け入れてくれる病床数がどれぐらい専門的に確保されているのかどうかということ、なかなか個人で伺っても教えてくれないのではないかという気がするんですけども、市とかそういうところからの問い合わせでしたら可能なのか、そういう特別なものがあるのかどうかということは把握しておいていただけるといいのではと。個人的な情報なんですけれども、うちの子どもが2人、小児科医をやっています、関西地区に勤務しています。1人は済生会で、そこでの小児専門の重症対策は2ベッド。それからもう1人が兵庫県立尼崎総合医療センターで小児科をやっていますと、そこでも小児科専用の重症患者のベッドが3つ。今のところ、使用されたことはゼロだといいます。ただ、そういうベッドを用意して待っていたということがあるとなるとやはり安心なので。例えば、小児総合医療センターですとか。災害医療センターは小児科が充実していないようなので、立川病院ですとか、そういうところが専用ベッドを確保されているのかどうかは聞いておいていただくと安心かと。多分、あまり必要ではないのではないかと思いますけれども、これから先どうなるかは分かりませんので、可能でしたら伺っていただけるといいかという気はいたします。

以上でございます。

○小町教育長 大野教育部長。

○大野教育部長 今も、学校医ですとか医師会と一緒にあって、学校を閉じる閉じないという話はしておりますので、そのような関係で、立川市医師会を通して、そういう状況についても聞いていきたいと思えます。

○小町教育長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 では、ないようでございます。これで3報告(6)新型コロナウイルス感染症の



対応についての報告及び質疑を終了いたします。

---

◎その他

○小町教育長 次に、その他に入ります。その他はないようでございます。

---

◎閉会の辞

○小町教育長 それでは、次回の日程を確認いたします。次回、第18回教育委員会定例会は、9月28日火曜日、午後1時半から101会議室で開催をいたします。

これをもちまして、令和3年第17回立川市教育委員会定例会を終了いたします。どうもありがとうございました。

午後2時48分

署名委員

.....

教育長